

(別記2)

北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業

第1 事業の内容

基金管理団体は、農業機械等の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）とリース契約（事業実施主体とリース事業者の2者間で締結する農業機械等の賃貸借に関する契約をいう。）により次に定める農業機械等の導入に必要な経費について、事業実施主体に助成するものとする。

1 てん菜及びばれいしょ生産に係る農業機械等

- (1) 育苗用機器（土詰・床土調整機、は種機、苗運搬機等）
- (2) ソイルコンディショニング施工機（ベッドフォーマー、セパレータ）
- (3) プランター
- (4) ブームスプレーヤ
- (5) 茎葉裁断機
- (6) ハーベスタ
- (7) 除土積込機
- (8) セルフアンローダー
- (9) 粗選別機
- (10) 乗用トラクター

ただし、乗用トラクターを導入する場合は、以下に掲げる要件を全て満たす場合とする。

ア 専ら、てん菜及びばれいしょの生産に使用すること。

イ (2) から (6) までに掲げる農業機械をけん引するためのものであること。

ウ 導入に係る経費が、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であること。

エ 乗用トラクター規格が、導入を予定する機械に対して適切なものであること。

2 かんしょ生産に係る農業機械

- (1) 挿苗機
- (2) 防除用機械
- (3) 茎葉裁断機
- (4) ハーベスタ

3 てん菜、ばれいしょ又はかんしょの生産に係るその他の農業機械等

基金管理団体は、1及び2に定める農業機械等のほか、地域の実情及び要綱第1の政策目的を達成する観点から、てん菜、ばれいしょ又はかんしょの生産に係る農業機械等のうち特に必要と認めたものについて、地方農政局長に協議の上、リース契約による導入に必要な経費について、事業実施主体に助成できるものとする。

ただし、特に必要と認めた農業機械等の導入に必要な経費に対する助成金の総額は、各基金管理団体へ交付された本事業の交付額の20%を上限とする。

4 対象品目

対象品目は、北海道においてはてん菜及びばれいしょ、南九州においてはかんしょとする。

第2 事業実施主体

要綱別表に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすこととする。

- 1 要綱別表の事業種類欄の1の(3)の事業実施主体欄の4から6までの者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。
- 2 要綱別表の事業種類欄の1の(3)の事業実施主体欄の7及び8の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあることのほか、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

第3 事業の実施要件

1 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定することとする。

- (1) 受益地区において、作付面積を1%以上増加
- (2) 受益地区において、労働時間を10%以上削減
- (3) 受益地区において、10a当たり収量を2%以上増加
- (4) 受益地区において、高糖性、加工適性、病虫害抵抗性等を有する優良品種の作付面積を5ポイント以上増加

又は、当該品種を作付けすることにより、事業対象品目の現行作付面積のうち、当該品種が作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を30ポイント以上増加

2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

3 事業の対象地域

事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項及び第33条第1項の指定地域をいう。）の区域内にあること。

4 事業実施計画の承認基準

- (1) 事業実施計画内容が、第3の1の成果目標に沿っているものであること。
- (2) 事業実施主体が、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。
- (3) 取組の内容が、事業実施地区が所在する道県又は市町村と連携したものであること。
- (4) 次に掲げる項目を満たすこと。
 - ア 取組の内容が事業の趣旨に合致したものであること。
 - イ 取組の内容が受益地域において重要なものであること。
 - ウ 導入を予定している農業機械等が、成果目標の達成に直結していること。

- エ 受益戸数が3戸以上であること。ただし、事業参加者が、事業開始後にやむを得ず3戸を満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、3戸以上となるよう努めるものとする。
- オ 助成の対象となる農業機械等は、新品に限るものとし、既存の農業機械等の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新と見込まれる場合）は、助成の対象としないものとする。
- カ 農業機械等の能力・規模が、受益戸数、受益面積の範囲等からみて適正であること。
- キ 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最小限なものであること。
- ク 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、リース期間にわたり十分な利用が見込まれること。
- ケ 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
- コ 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。

第4 事務手続

1 事業計画

(1) 事業計画の作成

基金管理団体は、要綱第6の1の規定に基づき、必要に応じて関係者から意見を聴き、別記様式第1号により事業計画を作成し、地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。

(2) 事業計画の内容

事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 事業実施年度

イ 事業内容

(ア) 導入する機械・機材

(イ) 事業費及び負担区分

ウ 収支予算（年度別）

(3) 事業計画の承認

地方農政局長は、(1)により提出された事業計画について、審査の結果、適切であると認める場合に承認するものとし、別記様式第2号によりその旨を基金管理団体に通知するものとする。

(4) 要綱第6の3の事業計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更に係る手続は、(1)に準じて行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業費の3割を超える増減

2 事業実施計画

(1) 事業実施計画の作成

事業実施主体は、地方農政局長が承認した事業計画に基づき、別紙様式第3号によって事業実施計画を作成し、必要に応じ事前に北海道農政事務所又は九州農政局

において必要な添付資料の添付等について確認を受けた上で、基金管理団体に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画については、基金管理団体に正副2部提出するものとし、当該申請に当たって、事業の実施に係る費用の見積りが必要な場合は、異なる2者以上が作成した見積書（又はその写し）を添付するものとする。

(2) 事業実施計画の内容

事業実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 事業実施主体名

イ 事業実施地区

ウ 事業実施年度

エ 成果目標

オ 事業内容

(ア) 導入する機械・機材

(イ) 事業費及び負担区分

カ 収支予算

(3) 事業実施計画の承認

ア 基金管理団体は、事業実施主体から提出された事業実施計画が、第3に掲げる全ての事項を満たす場合に限り、別記様式第6号により事業実施計画の承認を行うものとする。

イ 基金管理団体は、事業実施計画の承認を行おうとする場合は、別記様式第4号により、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

ウ 地方農政局長は、イにより協議を受けたときは、事業内容、成果目標等が妥当であるかについて検討を行い、別記様式第5号により回答することとする。

(4) 道県への情報提供

基金管理団体は、事業実施主体から提出された事業実施計画について、当該事業実施地区が所在する道県に情報を提供するものとし、情報提供を受けた道県は、事業実施計画の内容等について、意見を提出することができるものとする。

(5) 要綱第6の4の(3)の事業実施計画の重要な変更については、次のとおりとし、重要な変更に係る手続は、(1)及び(2)に準じて行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 農業機械等の変更

エ 事業費又は事業量の3割を超える増減

オ 成果目標の変更

第5 助成

1 事業実施主体が、自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、本事業の補助の対象としないものとする。

2 補助対象経費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、

食品流通局長通知) 及び「過大積算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知) によるものとする。

3 リース事業者とのリース契約は、原則として一般競争入札によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 第4の2の(3)により承認された事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。

(2) リース期間が4年以上で法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数)以内であること。

4 リース事業に係る助成金の額(以下「リース料助成額」という。)は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、農業機械等の実勢価格(以下「リース物件価格」という。)及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

(1) $\text{リース料助成額} = (\text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) \times 1/2$ 以内

(2) $\text{リース料助成額} = (\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) \times 1/2$ 以内

5 リース助成金の返還

基金管理団体は、本事業において導入した農業機械等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあつては、事前に地方農政局長の協議の上、既に交付された助成金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。